○環境省告示第百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、大黒島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年九月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

大黒島特別保護地区

二　区域

北海道厚岸郡厚岸町所在の大黒島及び大黒島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内にある岩礁（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十月一日から平成四十四年九月三十日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、総面積約一・一平方キロメートル、周囲約六・一キロメートル、長さ一・八キロメートル、幅二百五十メートルから七百メートルまでであり、周囲は高さ五十メートルから八十メートルまでの海蝕崖で囲まれた標高約百メートルの台形状の島である。北端には砂嘴が二百メートルほど発達しているほか、島の内陸部はほとんど平坦な台地が展開している。台地上には、わずかにミヤマハンノキ、イタヤカエデ、ダケカンバ等の樹林があるが、風衝地で生育は不良である。残りは、エゾヨモギ、オオイタドリ、イワノガリヤス、ヨブスマソウ、アキタブキ等の草原植生である。

当該区域は、北方系の海鳥の集団繁殖地として重要な地域であり、コシジロウミツバメを始めとして、オオセグロカモメ、ウミウ、ウトウ等の海鳥の良好な繁殖地になっている。特に、コシジロウミツバメは、数十万羽規模で繁殖しており、ウミウ、ウトウにとっても我が国では数少ない繁殖地の一つとなっている。当該区域では鳥類二十八科五十九種が確認されており、このうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチシマウガラス、オジロワシ、オオタカ、ハヤブサ、ウミガラス及びエトピリカの生息が確認されている。また、オジロワシについては繁殖が確認されている。さらに、島の周囲及び岩礁では、鳥獣保護法に基づく希少鳥獣に指定されているゼニガタアザラシの繁殖が確認されている。

このように、当該区域は主に海鳥の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣保護法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　集団繁殖地の保護区として、コシジロウミツバメを始めとする海鳥の保護及び繁殖地の保全を図るため適切な管理に努める。

ロ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類の生息を脅かすような不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第百四十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、第二号ハ及びニ、第三号ニ並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十八日

環境大臣　細野　豪志

海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第二号イに掲げるY類物質と同程度に有害である物質は、シメン（オルト異性体、メタ異性体及びパラ異性体を含むものであって、メタ異性体が六十九重量パーセント以下かつパラ異性体が二十七重量パーセント以上のものに限る。）とし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、一〇とする。

○防衛省告示第二百十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年九月二十八日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年十月十八日から同年十二月十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年九月二十八日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年十月十八日から同年十二月十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度五九分五一秒　東経一三二度二九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年九月二十八日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年十月十八日から同年十二月十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間